造血幹細胞移植後の予防接種

【問合せ先】　医務感染症課　☎ 237－2587

造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植）により、免疫を消失した方への予防接種費用を助成します。詳しくは医務感染症課までお問い合わせください。

RSウイルスワクチン予防接種

【問合せ先】　医務感染症課　☎ 237－2587

	定期接種
対象者	妊娠 28 週から 36 週 6 日までの方
期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日
接種場所	山梨県内の指定医療機関
その他	詳細が決まり次第、広報・市ホームページ等にてお知らせいたします。

予防接種健康被害救済制度について

【問合せ先】　医務感染症課　☎ 237－2587

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残った場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等）が受けられます。

健康被害救済制度の申請先は当該の予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村になります。健康被害救済制度の申請を検討される場合は、医務感染症課までご連絡ください。